

◆出産育児一時金の申請について(海外出産の場合)

1. 支給金額

国民健康保険加入者が海外で出産した場合出産育児一時金として 488,000 円が支給される場合があります。

2. 支給要件

- ・分娩する方が出産日時点で双葉町国民健康保険に加入していること。
一時的な渡航中の出産が対象となります。
- ・申請者は、出産日時点の世帯主です。
分娩者が日本へ帰国した後に申請してください。

3. 出産育児一時金の申請される前にお願しいたいこと。

- ・出生届を提出する前に出生証明書および日本語訳のコピーをおとりください。
提出後に出生証明書を返却することはできません。
- ・出産した医療機関の領収書を紛失しないよう保管してください。
- ・医療機関以外での出産の場合、大使館または総領事に出生の届出をしてください。

4. 支給申請に必要なもの

- (1) 資格確認書または資格情報のお知らせ
- (2) 出産の事実を証明するもの(親子関係がわかるもの) ①～③のうちいずれかの書類
 - ① 現地の医療機関が発行する外国語の出生証明書および日本語訳
日本語訳をする人は、特に指定はありません。
日本語訳: 翻訳日、翻訳者住所、氏名(自署)、連絡先を記載してください。
 - ② 戸籍抄本(母親の名前が分かります。)
 - ③ 出生届受理証明書
出生届を提出した市町村役場に届出人が請求してください。
- (3) 現地の医療機関が発行する外国語の領収書および日本語訳
日本語訳をする人は、特に指定は、ありません。
日本語訳: 翻訳日、翻訳者住所、氏名(自署)、連絡先を記載してください。
- (4) 分娩者のパスポート(渡航歴確認)
氏名等記載欄と渡航記録ページを確認します。
航空券の写しや査証(ビザ)の写しを追加で提出していただく場合があります。
- (5) 母子手帳
- (6) 世帯主名義の預金通帳の写し(キャッシュカードの写しでも可)

5. 注意事項

- ・申請できる期間は、出産日の翌日から起算して2年間となります。
- ・妊娠4か月（妊娠12週・85日）以上の出産のみ支給されます。
- ・出産一時金は、原則として出産日時点で加入している医療保険者から支給されます。
- ・出産日以前にさかのぼって双葉町国民健康保険を脱退した場合、出産育児一時金を返納していただくようになります。
- ・海外療養費に該当する場合がある場合は、渡航前に診療内容明細書及び領収書明細書の様式を入手しておくことをお勧めします。